

## 新潟県燃料油価格高騰等対策支援金 Q & A (運転代行業者)

### 1. 申請書類について

- Q. 車検証の写しについて、有効期間が満了している場合も添付が必要か。
- A. 申請日時点において車検の有効期間が満了している車両については「運行を継続する車両」には該当しないため、本支援金の対象にはなりません。したがって、当該車両に係る車検証を添付いただく必要はありません。
- 言い換えると、支援金を申請する車両については、必ず有効期間内の車検証を添付いただく必要があります。

### 2. 交付対象者について

- Q. 市町村が実施する同様の支援金事業の交付を受けている場合であっても、支援金の支給対象となるか。
- A. 対象となります。

### 3. 交付対象車両について

- Q. 令和4年8月1日以降に増車や減車をした場合、交付対象台数はどのようになるか。
- A. 申請できる車両の数は、令和4年8月1日時点において運行を継続する車両（「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」による休車中の車両を除く）の数とします。
- そのため、令和4年8月1日以降に増車、減車したとしても、令和4年8月1日時点の車両数が申請可能な車両数となります。

### 4. 支援金の額について

- Q. 上限となっているのはなぜか。
- A. 支援金の交付は予算の範囲内で実施するため、全体の申請状況によっては、上限額まで交付できない可能性があります。
- Q. 早い時期に申請をすれば上限まで交付されるのか。
- A. 支援金の額は申請期間を終えた後、全体の申請状況に応じて決定するため、早い時期に申請することで上限まで交付されるわけではありません。